

[引受保険会社]

ハートフォード生命保険株式会社

2009年4月版

[募集代理店]



三井住友銀行



—生涯受け取れる年金は 家族にもやさしい

C^{ケアストーリー} Care Story

ハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険 2007
最低保証型一時金付特別勘定終身年金（逡増率型）特約

この商品パンフレットは、商品内容説明のための補助資料です。ご契約の際には、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）／ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。



ハートフォード生命保険株式会社

ケアストーリーの特徴

特徴①

運用成果に関係なく、年齢に応じて年金額が自動的に増加します

3・4
ページへ

特徴②

最短1年後から、一生涯の年金受取がつづきます

3・4
ページへ

長寿化について

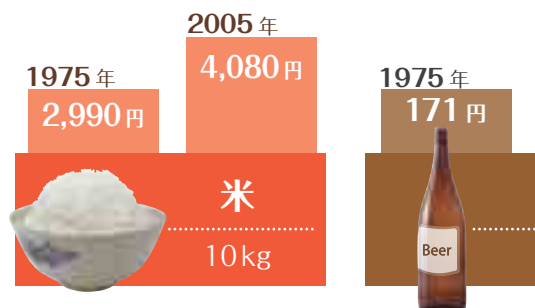
60歳の方にとってのセカンドライフは
男性**22.5**年、女性**28.0**年です

インフレについて

例えばこのようなものは値上がりしています
【1975年と2005年の価格の比較】



【出所】厚生労働省「平成19年簡易生命表」よりハートフォード生命作成



⚠️ お客さまが負うことになる投資のリスクについて

変額個人年金保険は一時払保険料を特別勘定で運用します。特別勘定の主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額・解約払戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

この商品パンフレットでは、

- 積立期間を「運用期間」
- 一時支払を「一括受取」
- 既払年金合計額を「ロールアップ年金受取累計額」
- 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護4または要介護5の状態を「要介護4以上」と表記しています。
- 年金支払日を「年金受取日」
- 最低保証型一時金付特別勘定終身年金（逦増率型）を「ロールアップ年金」
- 年金支払期間を「年金受取期間」

ご注意いただきたい点

● 一部解約等を行った場合、年金額も減額されます

● 年金受取開始年齢は55歳以上です

2005年
337円
ビール
大びん1本

1975年
250円



2005年
820円
JR 運賃
(旧国鉄)
50km

【出所】内閣府「平成19年版国民生活白書」

option

介護年金特約を付加する場合

要介護4以上であると認定された場合、介護給付を受けることができます

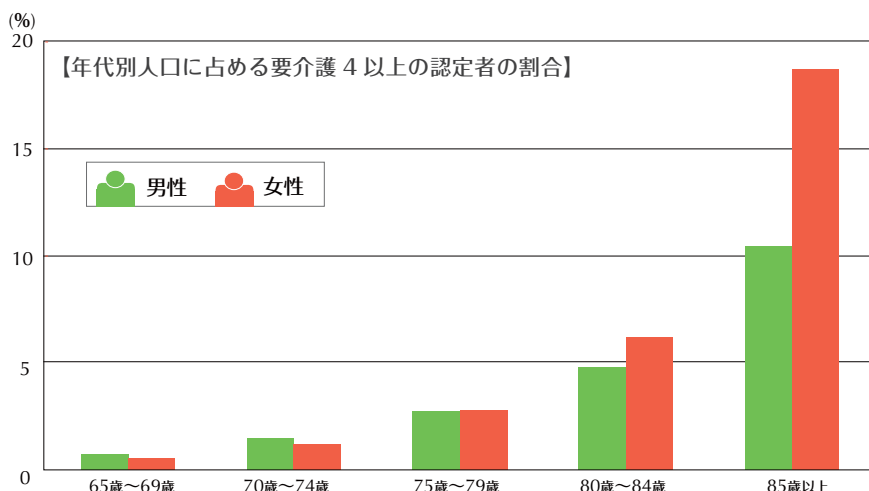
9・10
ページへ

ご注意いただきたい点

- 介護年金特約を付加する場合は特有の告知項目があります
- 介護年金特約を付加する場合、年率0.2%の費用が積立金額から毎月控除されます

将来の介護について

85歳以上の10人に1人以上の方が要介護4以上の認定を受けています



【出所】厚生労働省「介護給付費実態調査月報」、総務省「人口推計月報」の各平成20年8月データよりハートフォード生命作成



変額個人年金保険の諸費用などについて

- この保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
 - 解約・一部解約をした場合や年金受取開始日以降に年金の一括受取をした場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ること（元本割れリスク）があります。
 - 保険関係費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡の保障等をするための費用です。特別勘定による運用中、積立金額に対して年率2.60%の割合で積立金額から毎日控除されます。
 - 保険関係費用（介護年金特約を付加した場合）：介護年金特約にかかる費用です。95歳でむかえる契約応当日を上限に特別勘定による運用中、介護給付基準額に対して年率0.2%の割合で積立金額から毎月の契約応当日に控除されます。
 - 運用関係費用：特別勘定の運用にかかる費用です。主に特別勘定が投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対して年率0.4253%（税抜年率0.4050%）程度の割合で信託財産から毎日控除されます。信託報酬のほか、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。
 - 年金管理費：年金支払の管理にかかる費用です。主契約による年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。
 - 解約控除または年金一括受取控除：契約日および増額日からその日を含めて7年未満の解約・一部解約または年金の一括受取をした場合にかかります。契約日からの経過年数に応じて、解約控除対象額*の1%～7%の割合で解約日の積立金額・一部解約請求金額または年金の一括受取の請求を受け付けた日の積立金額から控除されます。
- * 解約控除対象額は、解約および年金の一括受取の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうちのいずれか小さい金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。
- ※ この保険商品にかかる費用の合計額は、「特別勘定による運用中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用）」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」「年金一括受取控除」「主契約による年金の年金受取期間中の費用（「年金管理費」）」および「介護年金特約を付加した場合の費用（「保険関係費用」）」がかかります。

特徴①

運用成果に関係なく、年齢に応じて年金額が自動的に増加します

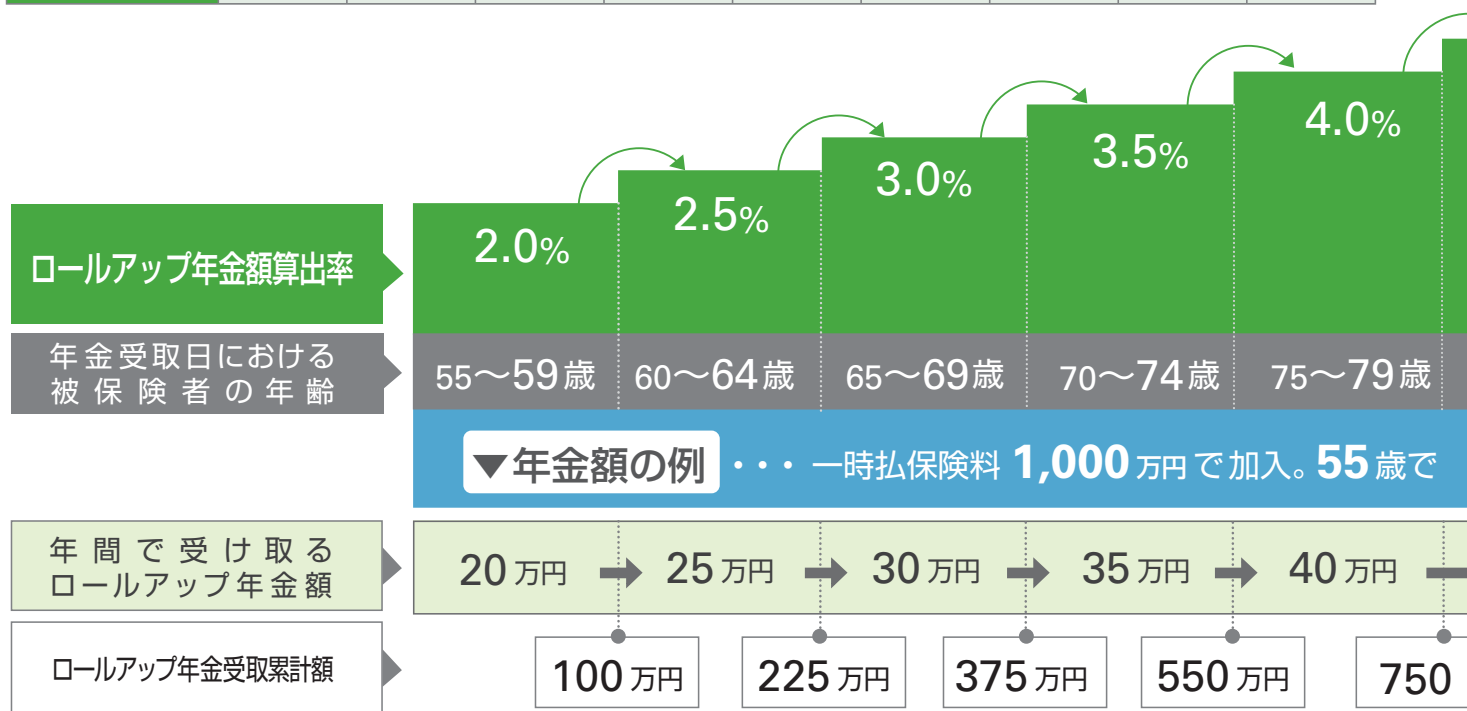
- ロールアップ年金額は被保険者の年齢に応じて増加します。

一時払保険料

$$\text{ロールアップ年金額} = \text{基本保険金額} \times \text{ロールアップ年金額算出率}$$

■ 年齢に応じた年金額算出率

| 年金受取日における被保険者の年齢 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80～84歳 | 85～89歳 | 90～94歳 | 95歳～ |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| ロールアップ年金額算出率 | 2.0% | 2.5% | 3.0% | 3.5% | 4.0% | 4.5% | 5.0% | 5.5% | 6.0% |



基本保険金額の増額

契約日からその日を含めて8日目（8日目が営業日でない場合は翌営業日）の翌日以後、76歳でむかえる契約応当日の前日まで増額（資金の追加）が可能です。基本保険金額を増額することにより、ロールアップ年金額をふやすことができます。



一部解約が行われた場合、基本保険金額は減額され、ロールアップ年金額も減額されます。

年金受取方法の変更

契約日より7年経過後、特別勘定での運用を中止（一般勘定へ移行）し、主契約による年金の受取に変更することができます。

【主契約による年金】 確定年金・保証期間付終身年金・保証期間付夫婦年金 ※ 一括受取も選べます。



- 受取方法を変更した場合、一時払保険料相当額の最低保証はありません。
- 契約日から7年未満でロールアップ年金の一括受取をした場合、年金一括受取控除がかかります。
- 主契約による年金の年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、主契約による年金受取開始日の前日の積立金額をもとに年金受取開始日における基礎率（予定利率・予定死亡率等）により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定していません。
- 年金受取方法の変更に際して、年金額が10万円に満たない場合は、変更を取り扱いません。

増加します。

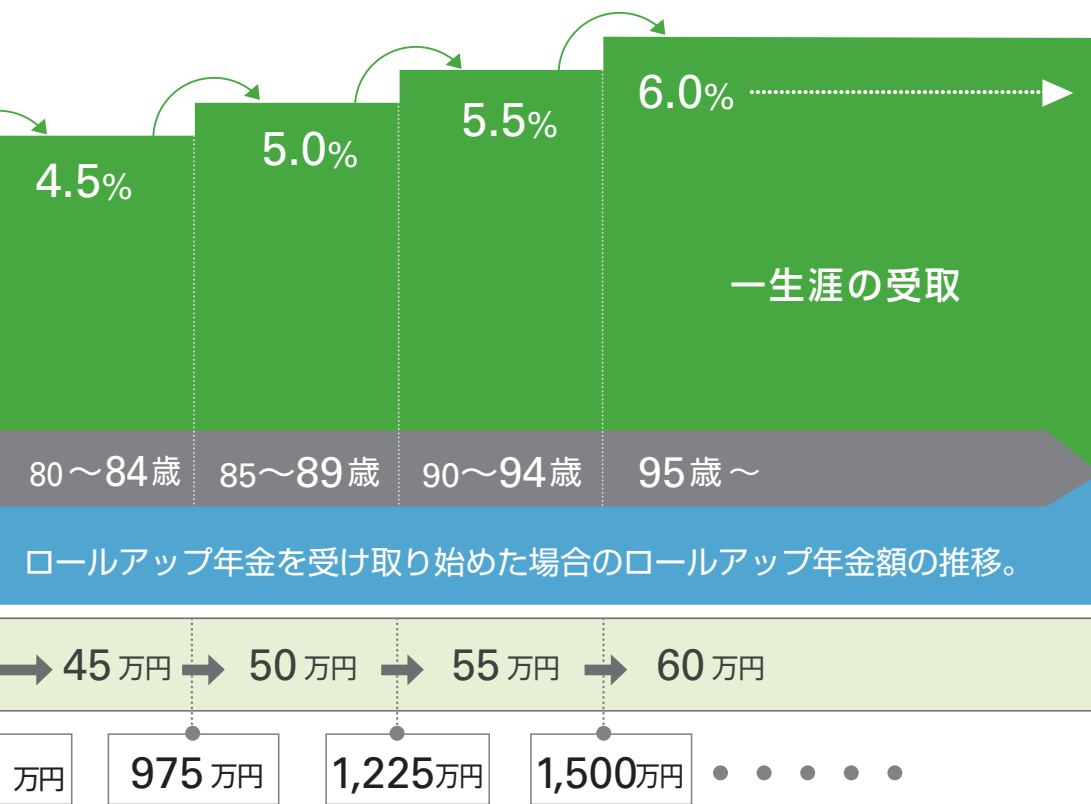
特徴②

最短1年後から、一生涯の年金受取がつづきます

- ロールアップ年金受取開始後も特別勘定にて運用し、被保険者が生存する限り一生涯にわたってロールアップ年金を受け取れます。
- ロールアップ年金受取開始は契約日の1年経過後の契約応当日から90歳でむかえる契約応当日までのいずれかの契約応当日になります（ただし、ロールアップ年金受取開始は55歳以降となります）。



第2回以後の年金受取日の前日の積立金額が基本保険金額の10%以下となった場合には、その年金受取日に積立金額を一般勘定へ自動移行し、一般勘定からロールアップ年金を受け取ります。なお、ロールアップ年金額に変更はありません。



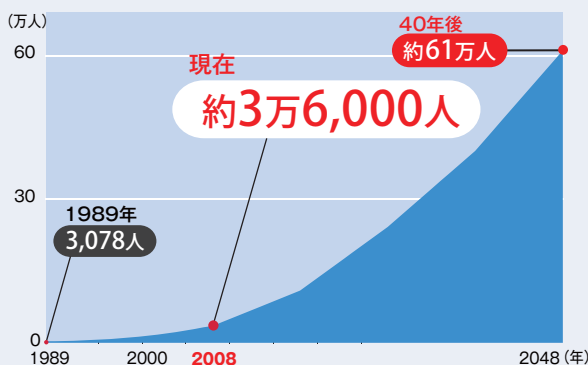
「ロールアップ年金」とは？

運用成果に関係なく年齢に応じて自動的に増額していく年金をいいます。例えば、一時払保険料が1,000万円の場合、74歳では35万円の受取が、75歳では40万円に増額します。



約3万6,000人・・・現在の100歳以上の人口です

【日本の100歳以上高齢者の人口推移予測】



平成の世が明けた1989年(平成元年)に100歳以上の誕生日をむかえた方は3,078人でした。

なお、90歳以上の人口は、1992年に35万人、2007年に122万人でした。

2048年には約525万人になると推計されています。

出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」
総務省統計局「人口推計」(平成20年4月15日公表)
厚生労働省発表資料(平成20年9月12日公表)

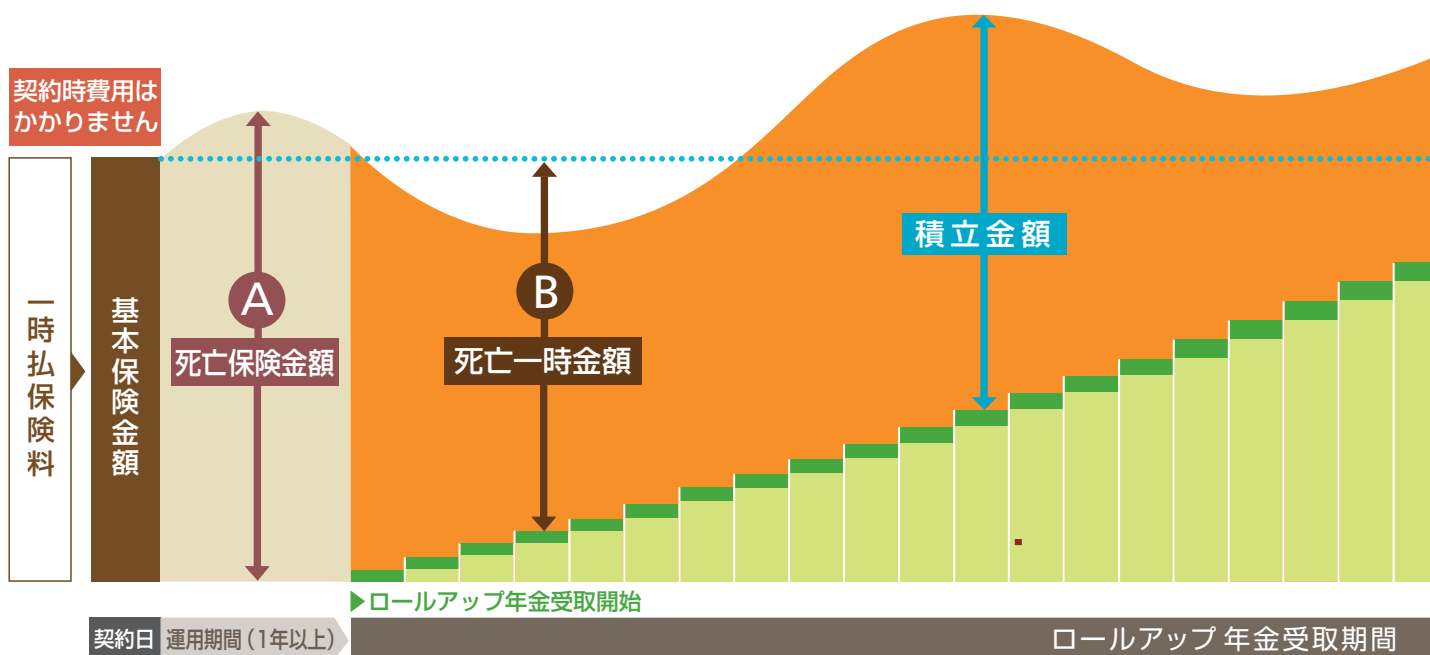
運用期間中の死亡保障

A

運用期間中の死亡保険金額は、一時払保険料相当額が最低保証されます。

被保険者がお亡くなりになった日の ① 基本保険金額 ② 積立金額 のうち、いずれか大きい金額を死亡保険金としてお受け取りいただけます。ただし、契約日からその日を含めて8日以内（8日目が営業日でない場合は翌営業日まで）に被保険者がお亡くなりになった場合は基本保険金額となります。

【イメージ図】



後継年金受取人の指定

年金受取開始日以後に年金受取人がお亡くなりになった場合に備え、死亡一時金の受取人を、契約者があらかじめ指定しておくことができます。



後継年金受取人を指定した場合でも、ロールアップ年金を継続受取することはできず、死亡一時金の受取のみとなります。

の最低保証があります。

次の場合には、一時払保険料相当額が最低保証されませんのでご注意ください。



- 解約または一部解約をした場合
- 年金受取方法を変更した場合
- ロールアップ年金の一括受取をした場合

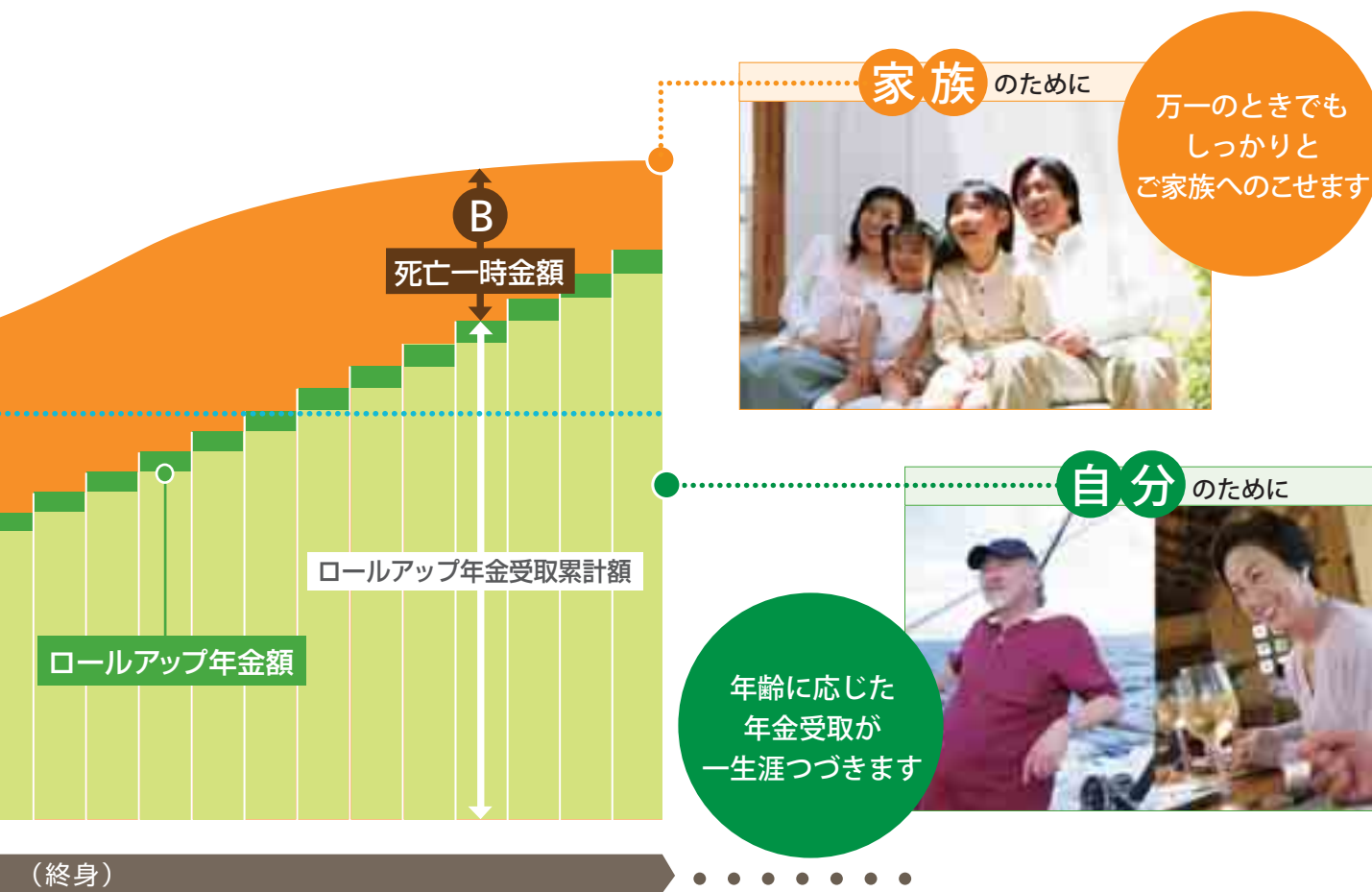
ロールアップ年金の受取期間中の死亡保障

B

ロールアップ年金受取累計額と死亡一時金額の合計額は、一時払保険料相当額が最低保証されます。

被保険者がロールアップ年金の受取期間中にお亡くなりになった場合、次のいずれか大きい金額を死亡一時金としてお受け取りいただけます。

- ①被保険者がお亡くなりになった日の基本保険金額からロールアップ年金受取累計額を差し引いた金額
- ②被保険者がお亡くなりになった日の積立金額



- ・この保険商品は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- ・このイメージ図は基本保険金額が一定の場合を想定しており、増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や死亡一時金額・積立金額を保証するものではありません。
- ・基本保険金額は、増額があった場合は増額保険料分増額し、一部解約があった場合は一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて減額します。
- ・契約日からその日を含めて8日目(8日目が営業日でない場合は翌営業日)の翌日以後、特別勘定による運用が開始されます。



死亡保険金の受取ができない場合(主な免責事由)

責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺や契約者・受取人の故意等の免責事由に該当するときは、死亡保険金の受取ができません。免責事由について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

特別勘定について

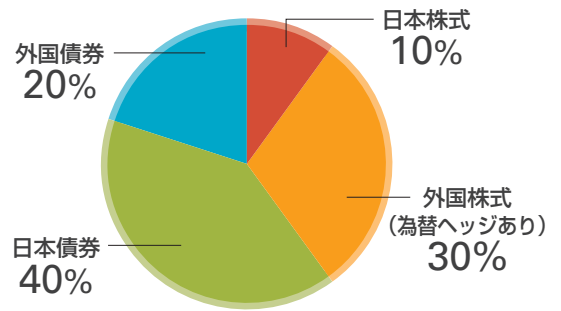
積立金額を長期分散投資で運用します

特別勘定名称：グローバルバランス40 A

主な投資対象と SMAM・グローバルバランス 40VA
 なる投資信託：＜適格機関投資家限定＞

運用会社：  三井住友アセットマネジメント株式会社

＜基本資産配分＞

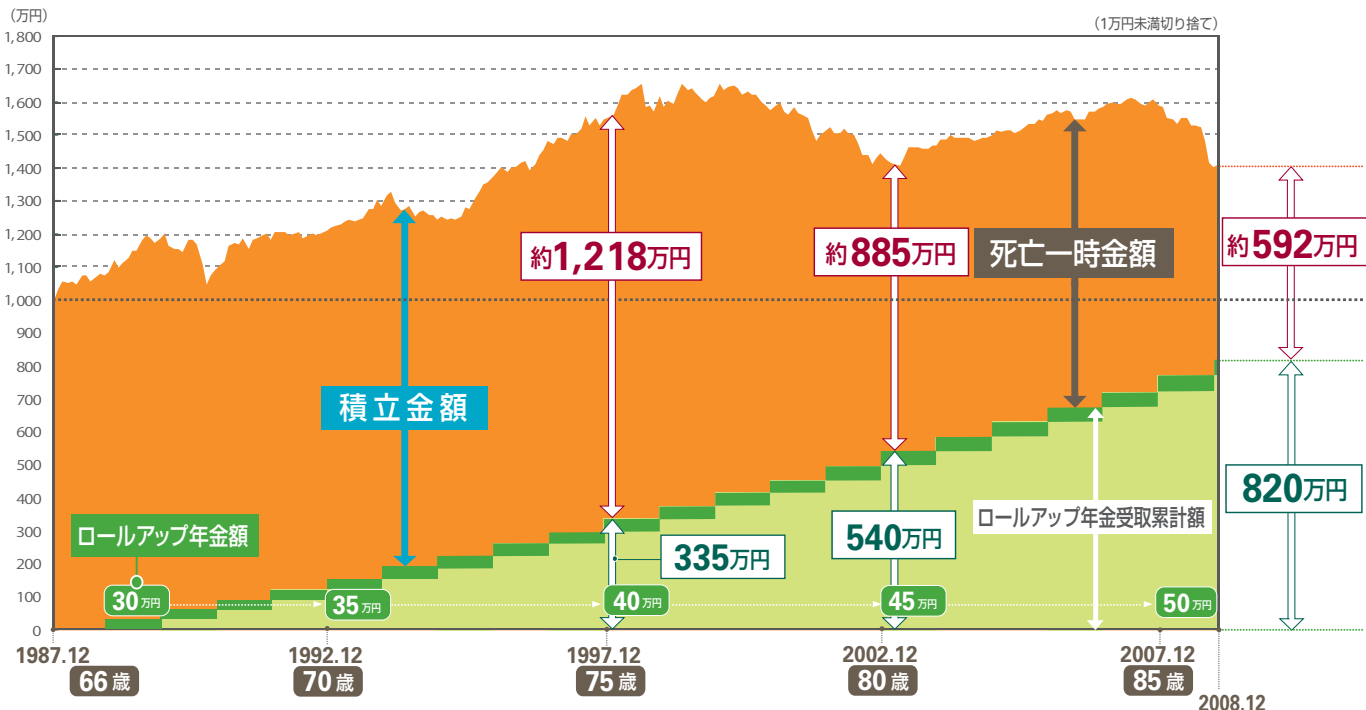


| | |
|-----------|---|
| 運用会社について | 三井・住友グループ保険各社ならびに三井住友銀行の資産運用会社 5 社の合併により、2002 年 12 月に誕生した運用残高では国内最大級の資産運用会社です。日本はもとよりロンドン、ニューヨーク、香港、上海の主要拠点にエコノミストやアナリストを配置し、現地に密着した情報収集・分析を行っています。2008 年 9 月末における運用資産額の合計：11 兆 1,909 億円。 |
| 運用方針・リスク等 | 主として国内株式、国内債券、外国株式および外国債券それぞれのマザーファンドに分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指します。株式と債券の基本資産配分はそれぞれ 40%、60% とします。外国株式部分については基本的に為替ヘッジを行います。価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等があります。 |

| 価格変動リスク | 金利変動リスク | 為替リスク | 信用リスク |
|--|--------------------------------------|---|--|
| 価格変動リスクとは、国内外の政治・経済・社会情勢の変化等の影響により、株式市場の価格が下落するリスクをいいます。 | 金利変動リスクとは、金利変動により、債券価格が下落するリスクをいいます。 | 為替リスクとは、外国為替相場の変動により、外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。 | 信用リスクとは、株式や公社債等の発行体が経営不振等の理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。 |

過去の参考指数に基づくシミュレーション（費用控除後）

【前提条件】 一時払保険料 1,000 万円
 65 歳 契約・66 歳 ロールアップ年金受取開始の場合
 費用は保険関係費用を年率 2.60% と、運用関係費用を年率 0.4253% としています。1987 年 12 月末に当特別勘定で 1,000 万円を投資したとき、各インデックスに基づく運用成果を表現したと仮定した場合の資産の動きです。



■使用インデックス

【日本株式】 TOPIX (東証株価指数、配当込み) 【外国株式 (為替ヘッジあり)】 MSCI-KOKUSAI インデックス (配当なし、現地通貨ベース) と MSCI-KOKUSAI インデックス (配当なし、円ヘッジベース) から算出した為替ヘッジコストを、MSCI-KOKUSAI インデックス (グロス、現地通貨ベース) から控除してハートフォード生命にて作成したインデックス 【日本債券】 NOMURA-BPI (総合) 【外国債券】 シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ベース) 【合成指数】 上記資産をそれぞれ、日本株式 (10%)、外国株式 (為替ヘッジあり) (30%)、日本債券 (40%)、外国債券 (20%) の比率で保有した場合の収益率 (毎月末に基本資産配分に戻した前提で、各資産クラスの月次収益率よりハートフォード生命にて作成) 【データ期間】 1987 年 12 月末～2008 年 12 月末 【データ出所】 野村総合研究所、Bloomberg

●TOPIX (東証株価指数) とは、東証一部上場銘柄を対象とした時価総額加重平均型の株価指数です。TOPIX (東証株価指数) は、東京証券取引所の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIX の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX の算出もしくは公表の停止または TOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
 ●NOMURA-BPI とは、野村證券株式会社が計算・公表する国内公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指標です。NOMURA-BPI に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。

■ 年金額・積立金額シミュレーション（費用控除後）

【前提条件】 一時払保険料 1,000万円
65歳契約・66歳ロールアップ年金受取開始の場合

費用は保険関係費用を年率2.60%と、運用関係費用を年率0.4253%としています。
※下記試算は、介護年金受取額を含んでおりません。

66歳からの年金額は
① 30万円となり、70歳から
5歳刻みで運用成果に関係なく
年金額が自動的に増加し、
一生継続年金を確保できます。

年率3%で運用した場合は、
② 80歳でも積立金額が897万円
あり、年金受取累計額540万円
との合計額1,437万円は
一時払保険料相当額を上回ります。

年率▲3%で運用した場合は、
③ 83歳で積立金額が一般勘定
へ自動移行され、引き続き
一生継続年金を受け取れます。
年金受取累計額①と死亡一時
金額③の合計額で一時払
保険料相当額が受け取れます。

※解約・一部解約をした場合
や年金受取開始日以降に
年金の一括受取をした場
合等には、一時払保険料相
当額の最低保証はありま
せんので、受取総額が一時
払保険料相当額を下回る
こと（元本割れリスク）が
あります。

単位：万円（1万円未満切り捨て）

| 年齢 | 年数 | 年金額 | 年金受取 累計額① | 運用実績 年率 3% の場合 | | | 運用実績 年率 ▲3% の場合 | | | この商品とは関係なく、 現金1,000万円から ロールアップ年金と同額を 毎年つかった場合は、 ④ 90歳で0円となります。 |
|-----|-----|------|--------------|----------------|-------------|---------|-----------------|-------------|-------|--|
| | | | | 積立金額 | 死亡一時 金額② | ① + ② | 積立金額 | 死亡一時 金額③ | ① + ③ | |
| 65歳 | 0年 | — | — | 1,000 | 1,000* | 1,000 | 1,000 | 1,000* | 1,000 | 1,000 |
| 66歳 | 1年 | ① 30 | 30 | 999 | 999 | 1,029 | 940 | 970 | 1,000 | 970 |
| 67歳 | 2年 | 30 | 60 | 999 | 999 | 1,059 | 882 | 940 | 1,000 | 940 |
| 68歳 | 3年 | 30 | 90 | 999 | 999 | 1,089 | 825 | 910 | 1,000 | 910 |
| 69歳 | 4年 | 30 | 120 | 999 | 999 | 1,119 | 771 | 880 | 1,000 | 880 |
| 70歳 | 5年 | 35 | 155 | 994 | 994 | 1,149 | 713 | 845 | 1,000 | 845 |
| 71歳 | 6年 | 35 | 190 | 989 | 989 | 1,179 | 656 | 810 | 1,000 | 810 |
| 72歳 | 7年 | 35 | 225 | 983 | 983 | 1,208 | 601 | 775 | 1,000 | 775 |
| 73歳 | 8年 | 35 | 260 | 978 | 978 | 1,238 | 548 | 740 | 1,000 | 740 |
| 74歳 | 9年 | 35 | 295 | 972 | 972 | 1,267 | 497 | 705 | 1,000 | 705 |
| 75歳 | 10年 | 40 | 335 | 961 | 961 | 1,296 | 442 | 665 | 1,000 | 665 |
| 76歳 | 11年 | 40 | 375 | 950 | 950 | 1,325 | 389 | 625 | 1,000 | 625 |
| 77歳 | 12年 | 40 | 415 | 939 | 939 | 1,354 | 337 | 585 | 1,000 | 585 |
| 78歳 | 13年 | 40 | 455 | 927 | 927 | 1,382 | 287 | 545 | 1,000 | 545 |
| 79歳 | 14年 | 40 | 495 | 915 | 915 | 1,410 | 238 | 505 | 1,000 | 505 |
| 80歳 | 15年 | 45 | ② 540 | 897 | 897 | ③ 1,437 | 186 | 460 | 1,000 | 460 |
| 81歳 | 16年 | 45 | 585 | 879 | 879 | 1,464 | 136 | 415 | 1,000 | 415 |
| 82歳 | 17年 | 45 | 630 | 860 | 860 | 1,490 | 86 | 370 | 1,000 | 370 |
| 83歳 | 18年 | 45 | 675 | 841 | 841 | 1,516 | ④ — | 325 | 1,000 | 325 |
| 84歳 | 19年 | 45 | 720 | 822 | 822 | 1,542 | — | 280 | 1,000 | 280 |
| 85歳 | 20年 | 50 | 770 | 796 | 796 | 1,566 | — | 230 | 1,000 | 230 |
| 86歳 | 21年 | 50 | 820 | 770 | 770 | 1,590 | — | 180 | 1,000 | 180 |
| 87歳 | 22年 | 50 | 870 | 743 | 743 | 1,613 | — | 130 | 1,000 | 130 |
| 88歳 | 23年 | 50 | 920 | 715 | 715 | 1,635 | — | 80 | 1,000 | 80 |
| 89歳 | 24年 | 50 | 970 | 687 | 687 | 1,657 | — | 30 | 1,000 | 30 |
| 90歳 | 25年 | 55 | 1,025 | 653 | 653 | 1,678 | — | — | 1,025 | — |
| 91歳 | 26年 | 55 | 1,080 | 617 | 617 | 1,697 | — | — | 1,080 | — |
| 92歳 | 27年 | 55 | 1,135 | 581 | 581 | 1,716 | — | — | 1,135 | — |
| 93歳 | 28年 | 55 | 1,190 | 543 | 543 | 1,733 | — | — | 1,190 | — |
| 94歳 | 29年 | 55 | 1,245 | 504 | 504 | 1,749 | — | — | 1,245 | — |
| 95歳 | 30年 | 60 | 1,305 | 460 | 460 | 1,765 | — | — | 1,305 | — |
| 96歳 | 31年 | 60 | 1,365 | 413 | 413 | 1,778 | — | — | 1,365 | — |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | — | — | ⋮ | — |

* 運用期間中である65歳の時点では、死亡一時金額にかえて死亡保険金額を表示しています。死亡保険金は責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺や契約者・受取人の故意等の免責事由に該当するときは、受取ができません。免責事由について詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※ 第2回以後の年金受取日の前日の積立金額が100万円を下回った場合、積立金は一般勘定で運用されるため、金額を表示しておりません。また、死亡一時金額や積立金額がゼロとなる場合も金額を表示しておりません。

⚠ これらのシミュレーションをご覧くださいと、ご注意ください

これらのシミュレーションは、実際の運用による結果ではなく、また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

「介護年金特約」とは？

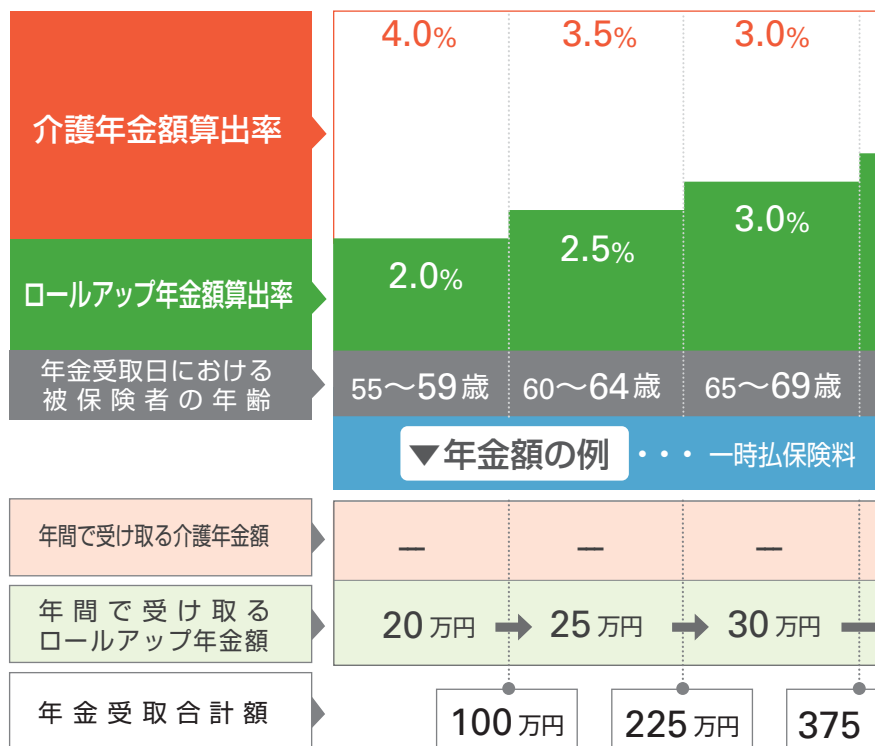
介護が必要になった時に備えて、その資金準備を目的とした特約です。例えば、一時払保険料が1,000万円の場合、75歳で40万円のロールアップ年金と、20万円の介護年金を合わせると合計60万円になります。



一部解約が行われた場合、基本保険金額・介護給付基準額は減額され、それぞれの年金額も減額されます。

option

介護年金特約を付加する場合



介護年金特約のしくみ

● 要介護4以上であると認定された場合

| 時期 | 介護給付 |
|------------|--|
| 契約日から3年以内 | 契約日から支払事由が生じた日までの、この特約にかかった費用を受け取り、介護年金特約は消滅します。 |
| 契約日から3年経過後 | 被保険者が生存する限り、95歳でむかえる契約応当日の前日まで介護年金を受け取れます。 |

● 介護年金額

- 年間で受け取る介護年金額は、年金受取日の前日の介護給付基準額*に介護年金額算出率を乗じた金額となります。ただし、第1回の介護年金額は月割となるため、年間で受け取る介護年金額と同額にならない場合があります。
- 介護年金を受け取っても、積立金額は減額されません。

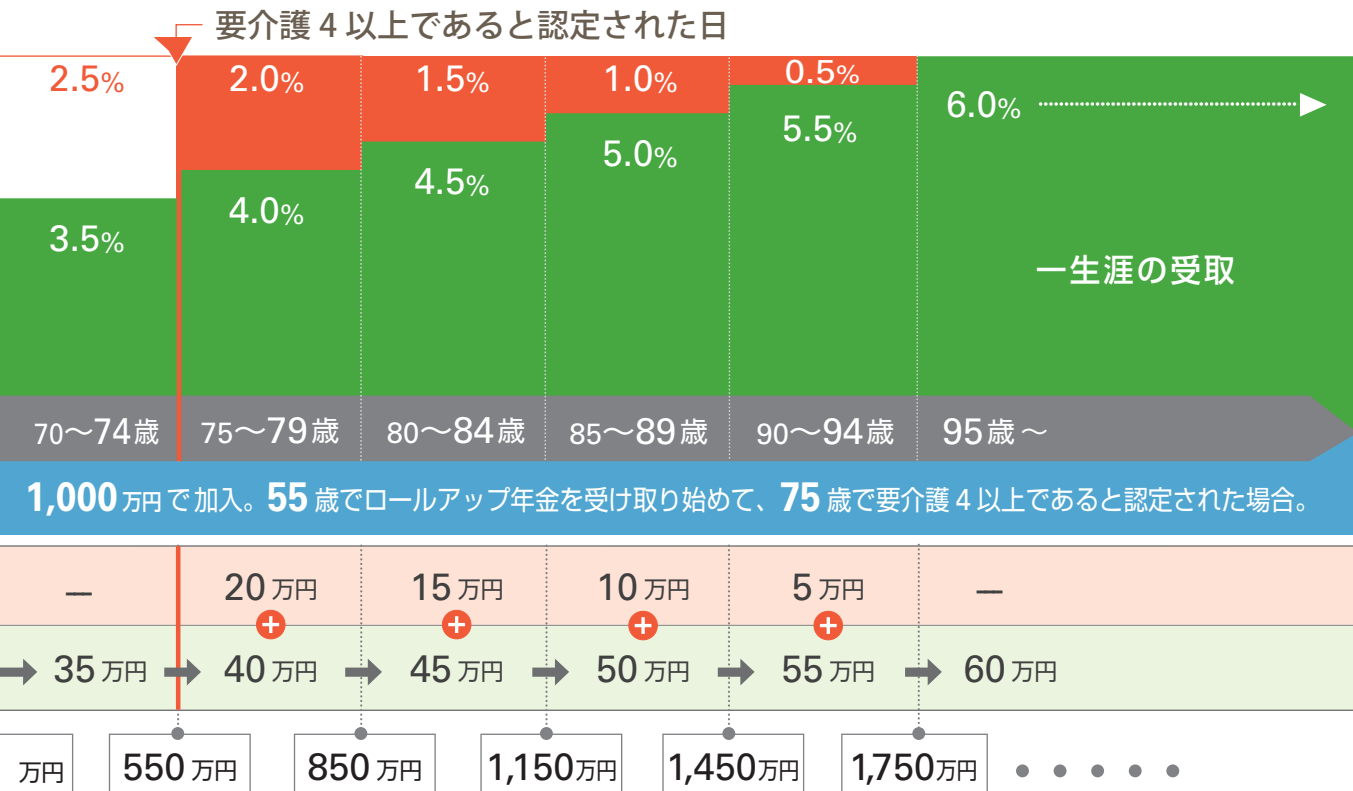
$$\text{介護年金額} = \text{介護給付基準額}^* \times \text{介護年金額算出率}$$

*契約時は基本保険金額と同額です。一部解約があった場合は一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて減額します。なお、増額をしても介護給付基準額は変更されません。

■ 年齢に応じた介護年金額算出率

| 年金受取日における被保険者の年齢 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80～84歳 | 85～89歳 | 90～94歳 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 介護年金額算出率 | 4.0% | 3.5% | 3.0% | 2.5% | 2.0% | 1.5% | 1.0% | 0.5% |

介護給付を受けることができます。



● 介護年金の年金受取開始日

- 第 1 回の年金受取日は、被保険者が要介護 4 以上であると認定された日*
- *認定された日とは、介護保険法第 27 条に定める要介護認定の申請を行った日となります。
- 第 2 回以後の年金受取日は、年金受取開始日以後に到来する年単位の契約応当日

● 介護年金特約を付加する場合、1 契約の一時払保険料は 6,000 万円が上限となります

- ⚠ ● 介護年金の一括受取はできません。
- 年金受取方法を変更した場合、介護年金特約は消滅します。
- 契約日から 3 年以内に要介護 4 以上であると認定された場合、この特約にかかった費用を受け取り、介護年金特約が消滅するため、介護年金の受取はできません。
- 介護年金特約を付加した場合、保険関係費用として介護給付基準額に対して年率 0.2% の割合で毎月控除されます。
- 申込時の体況告知*の結果によっては、この特約を付加することはできません。

*告知内容は被保険者の公的介護保険制度における要介護認定または要支援認定の有無、もしくは要介護認定および要支援認定の申請中または申請予定の有無についてです。

「要介護 4」とは？

日常生活をする身体的機能がかなり低下し、全面的な介護が必要な状態です。詳しくは P.14 をご覧ください。要介護 4 のサービス受給者 1 人当たり費用の目安は毎月約 24 万円（自己負担分は約 2 万 4,000 円）です。

※厚生労働省：介護給付費実態調査月報平成 20 年 9 月審査分（受給者 1 人当たり費用額 = 費用額 / 受給者数）

● 指定代理請求特約について

- この特約を付加することによって、保険金等の受取人に特別の事情がある場合、指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
- ※ 介護年金特約が付加された主契約に自動的に付加されます。

ご契約の解約・一部解約

ご契約の全部または一部を解約し、払戻金を受け取ることができます。

● 全部解約について

運用期間中にご契約の全部を解約して、解約日の積立金額に応じて払戻金を受け取ることができます。契約日（増額日）から7年未満の解約は、解約控除がかかります。

● 一部解約について

特別勘定による運用中にご契約の一部を解約して、払戻金を受け取ることができます。契約日（増額日）から7年未満の一部解約は、解約控除がかかります。

 一部解約の際には以下の点にご注意ください。

- 一般勘定への移行日以後は取り扱いません。
- 一部解約後の基本保険金額は100万円以上、積立金額は50万円以上必要です。
- 一部解約の場合、一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて基本保険金額が減額されます。

 次の場合には、一時払保険料相当額が最低保証されませんのでご注意ください。

- 解約または一部解約をした場合
ご契約の全部または一部を解約した場合には、解約日の積立金額に応じて払戻金を受け取ることができます。契約日（増額日）から7年未満の全部解約または一部解約には、解約控除がかかります。このため、受取総額は一時払保険料相当額を下回る場合もあります。また、積立金額が基本保険金額を下回っているときに一部解約をした場合、受取総額が一時払保険料相当額を下回る場合もあります。
- 年金受取方法を変更した場合
「確定年金」*1「保証期間付終身年金」*2「保証期間付夫婦年金」*3へ変更した場合には、受取総額が一時払保険料相当額を下回る場合もあります。
 - *1 確定した年金受取期間中、定額の年金をお受け取りになれます。
 - *2 被保険者をご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。
 - *3 ご夫婦のどちらか一方でもご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。
- ロールアップ年金の一括受取をした場合
ロールアップ年金の一括受取をした場合には、年金の一括受取の請求を受け付けた日の積立金額を受け取ります。契約日（増額日）から7年未満の場合には、年金一括受取控除が差し引かれ、受取総額が一時払保険料相当額を下回る場合もあります。
※介護年金は一括受取することはできません。

【契約日からその日を含めて8日以内の解約のお取り扱いについて】

契約日からその日を含めて8日以内（8日目が営業日でない場合は翌営業日まで）の解約については、受領した一時払保険料相当額を全額払戻いたします。

※契約日からその日を含めて8日以内の解約のお取扱いは、ハートフォード生命が不備のない必要書類を期限内に受領した場合に対象となります。クーリング・オフ制度とはお取り扱いが異なりますのでご注意ください。

● クーリング・オフ制度（お申し込みの撤回等）について

申込者または契約者は、クーリング・オフ制度について記載した書面の交付日とご契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（消印有効）であれば、書面によりお申し込みの撤回等を行うことができます。

商品の概要・諸費用

●ご契約のお取り扱い

介護年金特約の商品概要

| | | |
|------------|---|--|
| 契約形態 | 契約者・被保険者・年金受取人がすべて同じ方の契約のみ取り扱っています。 | |
| 加入年齢（被保険者） | 満 52 歳 ～ 満 75 歳 | |
| 保険料払込方法 | 一時払のみ | |
| 払込保険料 | 200 万円 ～ 3 億円（1 円単位） ※他にハートフォード生命でのご契約がある場合は通算して 5 億円を超えることはできません。 | 200 万円 ～ 6,000 万円（1 円単位） ※他にハートフォード生命でのご契約がある場合は通算して 5 億円を超えることはできません。 |
| 告知項目 | 職業告知のみ | 職業と体況の告知 |
| 運用開始日 | 契約日からその日を含めて 8 日目（8 日目が営業日でない場合は翌営業日）の翌日以後、特別勘定による運用が開始されます。 | |
| 年金受取開始日 | 契約日から 1 年経過後の契約応当日から 90 歳でむかえる契約応当日までのいずれかの契約応当日 ※年金受取開始年齢は 55 歳以上です。 | 契約日から 3 年経過後かつ要介護 4 以上であると認定された日 |
| 年金種類 | ロールアップ年金 ※契約日より 7 年経過後、一般勘定へ移行し年金受取方法を変更することができます。 | 介護年金 |
| 年金受取期間 | 終身 | 95 歳でむかえる契約応当日の前日まで |
| 年金額 | 年金受取日の前日の基本保険金額に対して、55-59 歳：2.0%、60-64 歳：2.5%、65-69 歳：3.0%、70-74 歳：3.5%、75-79 歳：4.0%、80-84 歳：4.5%、85-89 歳：5.0%、90-94 歳：5.5%、95 歳以上：6.0% | 年金受取日の前日の介護給付基準額に対して、55-59 歳：4.0%、60-64 歳：3.5%、65-69 歳：3.0%、70-74 歳：2.5%、75-79 歳：2.0%、80-84 歳：1.5%、85-89 歳：1.0%、90-94 歳：0.5% |
| 増額 | 100 万円以上（1 円単位） 契約日からその日を含めて 8 日目（8 日目が営業日でない場合は翌営業日）の翌日以後、76 歳でむかえる契約応当日の前日まで取り扱います。 ※年金受取開始日以後も取り扱います。 ※一般勘定への移行日以後は取り扱いません。 | ※増額をしても介護給付基準額は変更されません。 |

●諸費用

| 保険関係費用 | 年率 2.60% | 新規契約の成立や維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を支払うために必要な費用です。特別勘定の積立金額に対する割合（率）で決められており、積立金額にこの割合（率）を乗じた金額の 1/365 が積立金額から毎日控除されます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 介護年金特約を付加した場合 年率 0.2% | 介護年金特約にかかる費用です。介護給付基準額に対する割合（率）で決められており、介護給付基準額にこの割合（率）を乗じた金額の 1/12 が積立金額から月単位の契約応当日に控除されます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用関係費用 | 年率 0.4253% (税抜年率 0.4050%) 程度 | 特別勘定の運用にかかる費用です。主に特別勘定が投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対し所定の率を乗じた金額が毎日控除されます。信託報酬のほか、お客さまがご負担いただく手数料には信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更、運用資産額の変動等により将来変更されることがあります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年金管理費 | 年金額の 1% | 主契約による年金（確定年金・保証期間付終身年金・保証期間付夫婦年金）へ変更した場合には、年金受取時に控除されます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解約控除 年金一括受取控除 | ご契約から早期の解約等の場合にご負担いただきます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>1 年未満</th> <th>1 年以上 2 年未満</th> <th>2 年以上 3 年未満</th> <th>3 年以上 4 年未満</th> <th>4 年以上 5 年未満</th> <th>5 年以上 6 年未満</th> <th>6 年以上 7 年未満</th> <th>7 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>7%</td> <td>6%</td> <td>5%</td> <td>4%</td> <td>3%</td> <td>2%</td> <td>1%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> | 経過年数 | 1 年未満 | 1 年以上 2 年未満 | 2 年以上 3 年未満 | 3 年以上 4 年未満 | 4 年以上 5 年未満 | 5 年以上 6 年未満 | 6 年以上 7 年未満 | 7 年以上 | 解約控除率 | 7% | 6% | 5% | 4% | 3% | 2% | 1% | 0% |
| 経過年数 | 1 年未満 | 1 年以上 2 年未満 | 2 年以上 3 年未満 | 3 年以上 4 年未満 | 4 年以上 5 年未満 | 5 年以上 6 年未満 | 6 年以上 7 年未満 | 7 年以上 | | | | | | | | | | | |
| 解約控除率 | 7% | 6% | 5% | 4% | 3% | 2% | 1% | 0% | | | | | | | | | | | |

税金のお取り扱いについては、平成21年1月現在施行中の税制によるものです。したがって将来変更される場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税金のお取り扱いについては、所轄の税務署等にお問い合わせください。

■ ご契約時のお取り扱い

● 生命保険料控除

ご契約時または増額時にお払い込みいただいた一時払保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となり、「**個人年金保険料控除**」の対象にはなりません。その年に払い込んだ生命保険契約の保険料の総額に応じて一定額を所得から控除できます。

生命保険料控除の対象となる生命保険料等は、納税者本人が契約者（保険料負担者）であり、保険金受取人のすべてを納税者本人、その配偶者、またはその他の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）とする生命保険契約等の保険料等にに限られます。

■ 運用期間中のお取り扱い

● 解約時の差益に対する課税

| 課税時期 | ご契約後解約までの期間 | 年金種類 | 税金のお取り扱いと種類 |
|-----------|-------------|--|------------------------|
| 解約時・一部解約時 | 5年以内 | ロールアップ年金 | 総合課税 所得税（一時所得）+ 住民税 |
| | 5年超 | ロールアップ年金 確定年金 保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 | |

● 死亡保険金受取時の課税

| 契約者 | 被保険者 | 死亡保険金受取人 | 税金の種類 |
|-------|-------|----------|-------|
| A（本人） | A（本人） | Aの相続人* | 相続税 |
| | | Aの相続人以外 | |

*死亡保険金受取人が相続人である場合、生命保険金の相続税非課税枠（500万円×法定相続人の数）＜相続税法第12条＞の適用が可能です。

■ 年金受取開始後のお取り扱い

● 年金受取時の課税

| 契約形態 | 課税時期 | 年金種類 | 税金のお取り扱いと種類 |
|--------------|----------|------------------------|------------------------|
| 契約者が年金受取人の場合 | 毎年の年金受取時 | 年金の種類は問いません | 総合課税 所得税（雑所得）+ 住民税 |
| | 年金一括受取時 | ロールアップ年金* 確定年金 | 総合課税 所得税（一時所得）+ 住民税 |
| | | 保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 | 総合課税 所得税（雑所得）+ 住民税 |
| | 一部解約時 | ロールアップ年金 | 総合課税 所得税（雑所得）+ 住民税 |

*一般勘定へ自動移行後の年金一括受取時は、所得税（雑所得）+ 住民税の対象となります。

● 死亡一時金受取時の課税

| 契約者 | 被保険者 | 年金受取人 | 後継年金受取人 | 税金の種類 |
|-------|-------|-------|---------|-------|
| A（本人） | A（本人） | A（本人） | Aの相続人 | 相続税 |
| | | | Aの相続人以外 | |

*死亡一時金受取時には、生命保険金の相続税非課税枠（500万円×法定相続人の数）＜相続税法第12条＞は適用できません。

■ 介護年金特約を付加した場合

● 介護返戻金と介護年金については、被保険者が受取人となるため、所得税法上非課税となります。

■ 公的介護保険制度とは

- 40歳以上の人全員が加入し、介護保険料を納め、介護が必要になったときに所定の介護サービスを受ける保険です。
- 65歳以上の人を「第1号被保険者」、40歳～64歳の人を「第2号被保険者」といいます。「第1号被保険者」と「第2号被保険者」では、介護サービスを受けられる条件、介護保険料の算定方法、納付方法が異なります。
- 介護サービスを受けるには、「介護を要する状態にある」との要介護認定を受ける必要があります。要介護認定は、本人または家族などからの申請により、市町村の介護認定審査会が「介護を要する状態にあるかどうか」の審査・判定を行います。

■ 要介護度別の身体状態のめやす

| | | 身体の状態（例） |
|-------------|---|---|
| 要 支 援 | 1 | 要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりではできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。 |
| | 2 | 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりではできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。 |
| 要 介 護 | 1 | 軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。洋服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられる。 |
| | 2 | 中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりではできない。入浴や洋服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられる。 |
| | ④ | 重度の介護を必要とする状態 食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。 |
| | ⑤ | 最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりではできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。 |

第1号被保険者（65歳以上）は、要介護状態になった原因にかかわらず、公的介護保険の介護サービスを利用することができます。また、第2号被保険者（40歳～64歳）は、脳卒中や初老期痴呆等の加齢に伴う疾病によって要介護状態になった場合に限り、介護サービスを利用することができます。

THE HARTFORD (米国)

米国では火災保険事業から始まり、200年近くにわたり、顧客の信頼に添えてきました。特に変額個人年金(Variable Annuity)事業では全米でもトップクラスの規模にあります。2008年12月末でのグループ全体の総資産は2,875億米ドル(1米ドル=90.21円換算で約25兆9,428億円)に及びます。

変額年金資産残高 (2008年12月末現在)

745億米ドル (6兆7,276億円)

※1億米ドル未満切り捨て。

※円換算額は、1米ドル90.21円の為替レートで100万米ドルの単位まで計算し、1億円未満切り捨て。

出所：ハートフォード生命資料 ※TIAA-CREFを除く。



お問い合わせ

電話でお答えします

ご契約者様からのご契約内容変更のお手続き・ご契約内容等に関しては、ハートフォード生命クライアントサービスセンターまでお問い合わせください。

● クライアントサービスセンター



03-6219-3784 (みんなのハートフォード)

受付時間 9:00 ~ 18:00 (土・日・祝日・年末年始を除きます)

ホームページでご確認いただけます

ハートフォード生命のホームページで、ご契約の最新状況の照会等が可能なインターネットサービスをご利用いただけます。

● ハートフォード生命ホームページ



<http://www.hartfordlife.co.jp>

※ご利用に際しては、簡単な登録手続きが必要です。

「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」は、ご契約にともなう大切なことから、および特別勘定の投資する投資信託等についてご説明しています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただけますようお願いいたします。後日お送りする保険証券と共に大切に保管し、ご活用ください。

募集代理店からのお知らせ

- この保険商品のお申し込みの有無が、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。
- この保険商品はハートフォード生命保険株式会社に引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 募集代理店が銀行等の場合、保険業法等の規制により、お客さまの勤務先や募集代理店への融資申込の状況によっては、お申し込みいただけない場合があります。

この保険商品はクーリング・オフ制度の対象となります。詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」をご覧ください。

「ケアストーリー」はハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険 2007・最低保証型一時金付特別勘定終身年金(通増率型)特約の商品名です。ハートフォード生命保険株式会社は、募集代理店と募集代理店委託契約を締結し、募集代理店の変額保険販売資格を持つ生命保険募集人を通じて変額個人年金保険を販売いたします。この保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」をご覧のうえ、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

■ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとハートフォード生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約の締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してハートフォード生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

■ 生命保険契約者保護機構について

万一、保険会社が経営破綻した場合、死亡保険金額・積立金額・払戻金額・将来の年金額等が削減される場合があります。その際には「生命保険契約者保護機構」により、ご契約の保護が図られることとなります。ただし、この場合にも死亡保険金額・積立金額・払戻金額・将来の年金額等が削減されることがあります。契約者保護措置の詳細については「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 ■ TEL 03(3286)2820 ■ ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

【募集代理店】



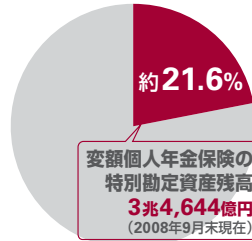
三井住友銀行

株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会 日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会

ハートフォード生命保険株式会社 (日本)

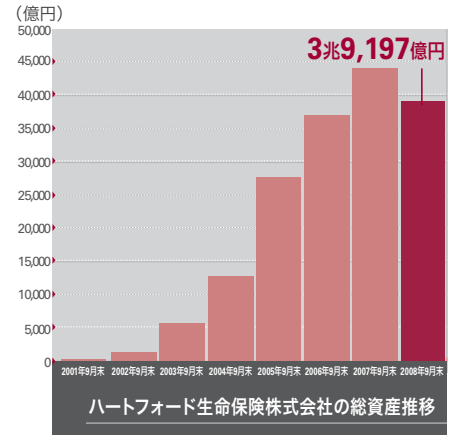
ハートフォード生命は、米国の大手保険および金融サービス会社であるザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービシズ・グループ・インクの日本法人です。2000年12月に営業を開始し、2008年9月末現在、3.4兆円の特別勘定資産残高を有し、変額個人年金保険市場で日本トップクラスの実績を収めています。

日本の変額個人年金保険マーケットでNo.1!
21.6%のシェアを誇ります



変額個人年金保険業界でのハートフォード生命の市場占有率

出所：保険毎日新聞(2008年12月5日発行)



【引受保険会社】

ハートフォード生命保険株式会社

〒105-0022

東京都港区海岸 1-2-20

汐留ビルディング 15階

TEL : 03-6219-3784 (みんなのハートフォード)

<http://www.hartfordlife.co.jp>



このリーフレットは地球環境を考え、大豆油インキを使用しています。

募 09.01M001 MSVN99M02-02-09040